田中・吉野会計ニュース

★ News　令和４年分『年末調整』のポイント

Check!

令和４年分の「年末調整」の時期が近づきました。
「年末調整」は、給与所得者１人１人について、**毎月の給与や賞与から控除した源泉税額と**、扶養親族の異動の修正や保険料等の控除を行って計算した、**その年の納めなければならない税額（年税額）**を比べて、その**過不足額を精算する**大切な手続きです。（中途就職者は前職の「源泉徴収票」が必要です。）
大部分の給与所得者は、**勤務先での年末調整で、その年の所得税の納税が完了**します。

■　**例年、税務署から送付されてきた次の書類に代えて、今年はリーフレットのみが送付されます。**

- **パンフレット「年末調整のしかた」**
- **「源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」**
- **「源泉徴収税額表」**

（令和５年分の「源泉徴収税額表」の税額は、令和４年分から変更はありません。）

⇨ **国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」で確認して下さい。**

＜令和４年分の主な改正点＞

○　令和４年分の「年末調整」…　令和３年分から大きな改正事項はありません。
○「給与支払報告書」…市区町村へ２枚提出でしたが、令和５年１月１日以降提出分から１枚になります。
○「源泉徴収票」…「未成年者」欄は、平成17年１月３日以後に生まれた人に「○」を付します。
○「短期退職手当」…　退職所得の金額の計算方法が改正されました。（→ニュース令和４年１月号）
※令和５年分からは、非居住者の扶養控除の要件、扶養控除申告書の「住民税」欄が変わります。

■『扶養控除等（異動）申告書』

※　**年末調整の対象は、**原則として**『扶養控除等（異動）申告書』を提出している人です。**
- 給与収入が**2,000万円を超える人、**税額表**「乙」欄が適用**される人等は対象となりません。
- 扶養に該当するかは年末調整を行う日の現況で判定しますが、**年齢は本年12月31日の現況**により、死亡、出国により非居住者になる場合は、**死亡または出国時の現況**により判定します。

○**扶養親族**…所得者と生計を一にする親族で、**合計所得金額が48万円以下の人**をいいます。
給与所得だけの場合→収入金額103万円以下
公的年金だけ→収入金額65歳以上158万円以下、65歳未満108万円以下
↔ **所得48万円以下となる。**

○**控除対象扶養親族**…扶養親族のうち、**16歳以上の人（平成19年１月１日以前に生まれた人）**
○**特定扶養親族**…控除対象扶養親族のうち、
19歳以上23歳未満の人（平成12年１月２日～平成16年１月１日に生まれた人）
○**老人扶養親族**…控除対象扶養親族のうち、**70歳以上の人（昭和28年１月１日以前に生まれた人）**
○**同居老親等**…老人扶養親族のうち、所得者またはその配偶者の**直系尊属で、同居を常況**とする人
○**同一生計配偶者**…所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）で、**合計所得48万円以下の人**
○**障害者（特別障害者）**…所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、要件に該当する人
- 16歳未満の扶養親族（控除対象扶養親族にならない）にも適用されることに注意して下さい。
- 障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で、同等の障害のある人として**市町村長や福祉事務所長等の認定**を受けている人は、特別障害者になります。

○**同居特別障害者**…同一生計配偶者・扶養親族のうち、**特別障害者に該当し、同居を常況**としている人
○**寡婦**　○**ひとり親**…「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認します。
○**勤労学生**…所得者本人が勤労学生で、**合計所得金額が75万円以下・そのうちの給与所得以外の所得が10万円以下**であること。　・在学する専修学校長等が交付する**証明書の有無**により判定
○**国外居住親族**…非居住者である扶養親族の場合、**「親族関係書類」「送金関係書類」**を添付または提示

→次ページ

――『基礎控除申告書』『配偶者控除等申告書』『所得金額調整控除申告書』は**3 様式兼用の 1 枚**です。――

■ **『基礎控除申告書』**

○「基礎控除」とは、**所得者の合計所得金額が 2,500 万円以下**である場合、その所得者の合計所得金額に応じて**最大 48 万円が控除**されるものです。

■ **『配偶者控除等申告書』**

○「配偶者控除」とは、**所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下**で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が **48 万円以下**である場合、所得者の合計所得金額に応じて **38 万円を限度として控除**されるものです。（配偶者が老人控除対象の場合は､48 万円を限度として控除されます。）

○「配偶者特別控除」とは、**所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下**で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が **48 万円を超え 133 万円以下**である場合、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて **38 万円を限度として控除**されるものです。

■ **『所得金額調整控除申告書』**

○「所得金額調整控除」とは年調の対象となる**給与収入金額が 850 万円を超える人**で、23 歳未満の扶養親族がいる場合や、本人又は扶養親族や配偶者が特別障害者の場合に適用される控除です。

○「所得金額調整控除」は、同一世帯である夫婦の両方が給与収入 850 万円を超える人で要件に該当する場合、**夫婦の両方が控除の適用を受ける**ことができます。（注：扶養控除は夫婦どちらか一方）

■ **『保険料控除申告書』**

電子証明書でも

※　国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、**控除証明書を添付**します。

○**生命保険料控除…所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族**である場合のみ適用

○**地震保険料控除…所得者本人が支払い**、本人や親族が常時居住する家屋等が保険目的であること

○**社会保険料控除…・健康保険や厚生年金、雇用保険**など毎月の給与から差し引かれているもの

・**国民健康保険や国民年金**など、本人が直接支払っているもの（65 歳以上の介護保険料は年金から徴収）

○**小規模企業共済等掛金控除…**・小規模企業共済掛金

・個人型確定拠出年金（**iDeCo イデコ）掛金**・企業型確定拠出年金掛金

→ **全額が控除される。**

■ **『住宅借入金等特別控除申告書』**

※　税務署発行**「住宅借入金等特別控除申告書」**と金融機関発行**「年末残高等証明書」**を添付します。

※　控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

□ 16 歳未満の年少扶養親族は控除対象になりませんが、扶養控除申告書の｢住民税｣欄には記入します。

□ ｢医療費控除｣や｢寄附金控除｣は、年末調整では適用できず、確定申告が必要です。

□ **国税庁【年末調整Ｑ＆Ａ】より**

Ｑ：**年の途中で退職し、就職が決まらず雇用保険の失業給付を受ける人**の年末調整はできるか？

Ａ：中途退職者で年調の対象となる人に該当しないので、年末調整を行うことはできない。

Ｑ：**年末調整終了後に新たに扶養親族が増えた**旨の申し出があった場合、どうするか？

Ａ：翌年１月の源泉徴収票を交付するまで、年末調整の再計算を行う（再年調）ことができる。または、本人が確定申告によって、扶養控除の適用で減少する税額の還付を受けることができる。

Ｑ：給与規程の定めで**給与支給日は翌月 10 日。1 月 10 日支給分は**本年の年末調整の対象か？

Ａ：給与規程の定めにより給与収入の確定日は 1 月 10 日。本年の年末調整の対象とならない。

Ｑ：年末調整による超過額が多く､**1 月に納付する税額がない**。税務署へは？

Ａ：納付額がなくても、納付書に記載し（**合計額欄に￥0**）、納期限までに税務署へ送信または郵送する。

〒462-0844　名古屋市北区清水 2-19-9 2F
税理士法人　田中・吉野会計
TEL 052-915-8902　FAX 052-911-8259